事　業　概　要

平　成　２４　年　度

川崎市動物愛護センター

目　　次

第１章　総説
１　沿革 …… ２
２　根拠法令・関係法令 …… ３
（１）根拠法令
（２）関係法令
（３）基準・要綱等
３　組織構成及び人員 …… ４
（１）組織構成
（２）職員の配置状況
４　管轄区域 …… ５
５　施設の概要 …… ５
６　建物配置図及び平面図 …… ６
７　事業予算及び手数料 …… ７
（１）事業予算
（２）手数料

第２章　事業
１　動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業 …… １０
（１）動物愛護の普及 …… １０
①動物愛護教室
②夏休み飼育体験教室
③ふれあい広場
④動物愛護フェアかわさき２０１２
⑤動物慰霊祭
⑥施設見学等
（２）動物の適正飼養推進 …… １５
①犬猫等の適正飼養講習会
②動物に関する苦情
③動物に関する相談・問い合わせ
④返還時の飼い主指導
２　動物の収容・保護・管理事業 …… １９
（１）市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況
（２）犬の捕獲・収容・返還
（３）犬猫等の引き取り

（４）負傷動物の保護
（５）収容動物の飼養管理
（６）犬猫等の殺処分
（７）犬猫等の譲渡
（８）登録と狂犬病予防注射
（９）マイクロチップの推進
（１０）繁殖制限
（１１）コーディネート事業
３　動物取扱業及び特定動物に係わる事業 …… ２６
（１）動物取扱業
（２）特定動物
４　鳥獣保護法関係事業 …… ２７
（１）鳥獣捕獲許可等事務
（２）鳥獣飼養登録事務
（３）移入動物捕獲支援
（４）アライグマ防除実施計画
５　動物由来感染症対策 …… ２９
（１）収容動物の検査
（２）ふれあい動物の検査
（３）高病原性鳥インフルエンザ
動物愛護センター案内図 …… ３０
わんわんレポート …… ３１

第1章　　総説

1 沿 革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2年10月	動物ふれあい広場完成
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称

平成12年 4月　「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月　「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月　「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成14年10月　「身体障害者補助犬法」施行
平成17年 6月　「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 8月　「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月　「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月　「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。
平成25年 9月　「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和25年8月26日 法律第247号)
狂犬病予防法施行令(昭和28年8月31日 政令第236号)
狂犬病予防法施行規則(昭和25年9月22日 厚生省令第52号)
川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和25年11月1日川崎市規則第33号)
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日 法律第105号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年4月7日 政令第107号)
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
(平成18年1月20日 環境省令第1号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)
川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
(平成12年3月31日 規則第45号)
川崎市動物愛護センター条例(昭和49年3月30日 条例第13号)
川崎市動物愛護センター条例施行規則
(昭和49年4月1日 規則第40号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成10年10月2日 法律第114号)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)

(2)関係法令

遺失物法(平成18年6月15日 法律第73号)

獣医師法（昭和 24 年 6 月 1 日　法律第 186 号）
家畜伝染病予防法（昭和 26 年 5 月 31 日　法律 166 号）
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
（平成 20 年 6 月 18 日　法律第 83 号）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
（平成 16 年 6 月 2 日　法律第 78 号）

（3）基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
展示動物の飼養及び保管に関する基準
実験動物の飼養及び保管等に関する基準
動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目　等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱
移入有害動物捕獲支援要綱
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物の引渡し実施要綱
動物の引渡し等に関する実費徴収要綱　等

3　組織構成及び人員

（1）組織構成

健康福祉局 ― 健康安全室 ― 動物愛護センター ― 庶務係
　　└ 業務係

※平成25年度から、「健康安全部」になっています。

（2）職員の配置状況

	総数	所長	事務	獣医師	動物保護作業員	飼養管理員	運転手	非常勤嘱託員
総数	18	1	1	6	2	1	3	4
所長	1	1						
庶務係	4		1				3	
業務係	13			6	2	1		4

4 管轄区域

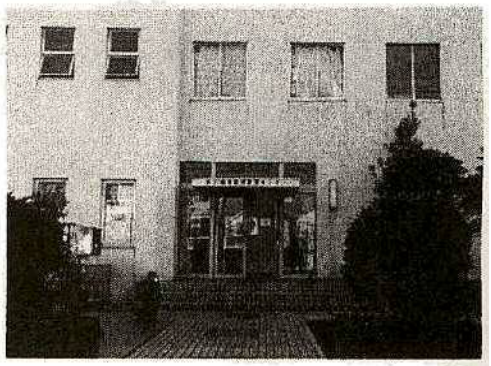

5 施設の概要

(1)所在地　川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
(2)敷地面積　1，282．64㎡
(3)建築構造　鉄筋コンクリート2階建
(4)建築面積　316．88㎡
(5)建築延べ面積　609．33㎡
(6)施設内容

ア 管理関係施設	380．77㎡
手術室	22．94㎡
検査室	18．60㎡
事務室（女子更衣室含む。）	75．50㎡
男子更衣室	18．60㎡
機械室等	245．13㎡
イ 収容関係施設	158．87㎡
処置室（処分室）	20．00㎡
犬収容	130．55㎡
猫収容	2．70㎡
その他（うさぎ、モルモット）	5．62㎡
ウ その他	69．69㎡
指導室	45．26㎡
薬剤庫	24．43㎡

6 建物配置図及び平面図

建物配置図

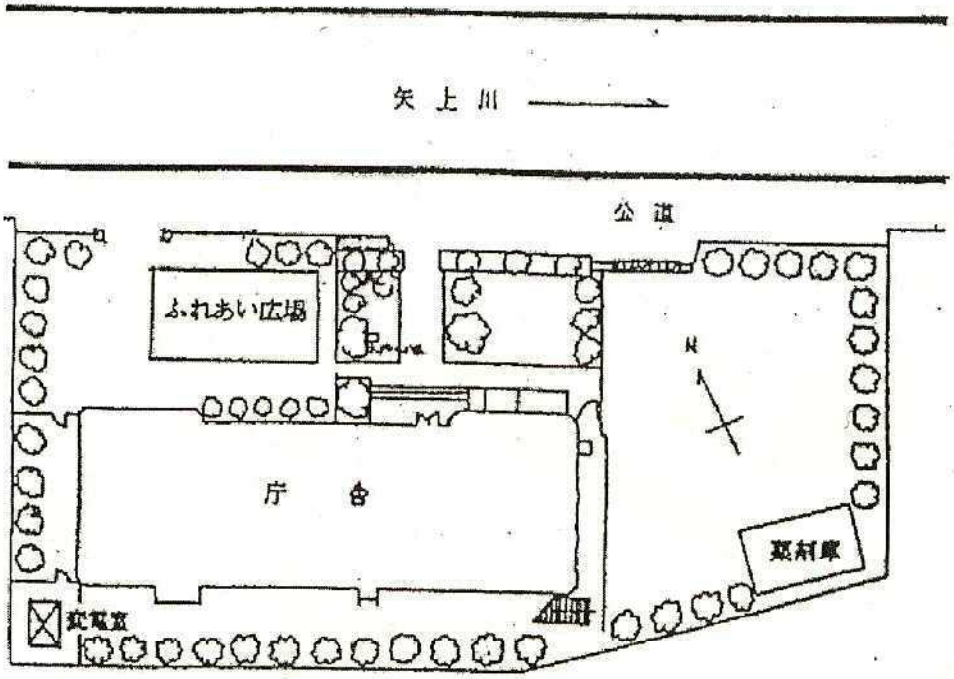

建物平面図

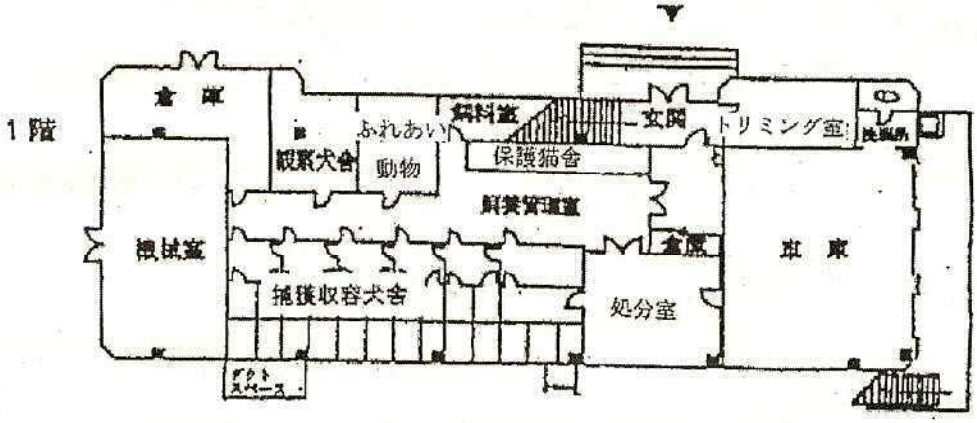

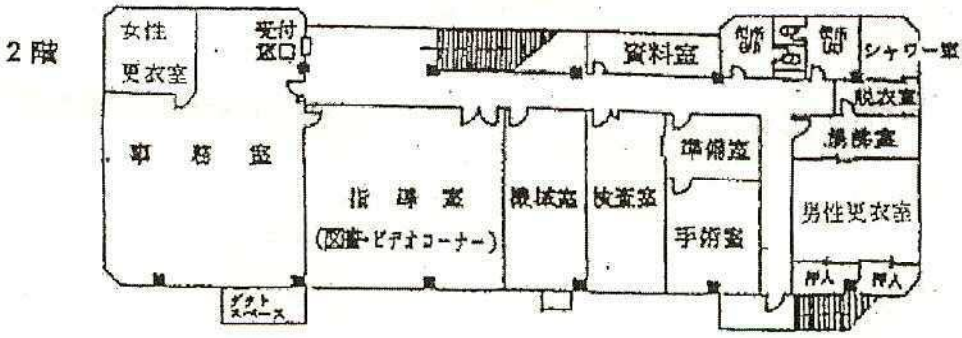

7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

25年度予算

科目	使用料及び手数料（事業運営）	使用料及び手数料（飼養登録）	諸収入	県支出金	合計
歳入	5, 471, 000	17, 000	634, 000	98, 000	6, 220, 000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	10, 189, 000	344, 000	10, 533, 000

24年度決算

科目	使用料及び手数料（事業運営）	使用料及び手数料（飼養登録）	諸収入	県支出金	合計
歳入	10, 878, 294	3, 400	334, 800	100, 000	11, 316, 494

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	11, 313, 094	341, 700	11, 654, 794

(2)手数料

①動物愛護センター使用料

不妊手術料（雄）	1頭につき	8, 000円
不妊手術料（雌）	1頭につき	15, 000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3, 000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2, 950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	2, 000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	400円
動物取扱責任者研修受講手数料	1頭につき	1, 000円

※平成25年度は、条例改正により引取り手数料が変更されています。

④鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3，400円

⑤その他

返還手数料	1頭につき	1，200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2，000円
有害鳥獣処分費用	1頭につき	1，000円

第2章　　事業

1　動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1)動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

①動物愛護教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから動物とふれあい、命の大切さを学ぶことにより動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物愛護教室を実施しています。

また、動物介在活動の一環として、動物とともに老人ホームを訪問しています。

[redacted]

ア　出張教室

小学校や保育園等に出張し、動物の体の構造、モルモットやウサギとの接し方、犬にかまれないための接し方、子供たちと犬との心臓の音の聞き比べを行います。さらに動物とのふれあいを通して、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学んでもらいます。

また、老人福祉施設では、モルモットやうさぎ、犬などをさわることにより、入所者が笑顔になり、元気になります。

なお、「ふれあい後の手洗い」については、すべての施設で実施するよう啓発しています。

平成24度の出張方式は、35施設(小学校30施設、保育園等3施設、老人ホーム2施設)で延2880人の参加でした。

イ 来所教室

所内のふれあい広場を利用して、主に自主育児グループを対象に実施しています。幼児と親に対して、モルモットやウサギの触り方、犬への接し方、猫の触り方などを説明し、動物について学んでもらいます。さらに、親に対して、動物愛護や終生飼養、動物由来感染症について説明し、普及啓発を行います。

平成24年度の来所方式は9グループ、延280人の参加でした。

動物愛護教室（平成14年から24年まで）

年　度	14			15			16			17		
施　設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	28	28	2,172	20	20	1,715	11	11	804	11	11	853
小学校	22	67	2,654	25	74	2,641	28	79	2,517	24	79	2,612
老人福祉施設	1	2	70	1	2	53	1	2	76	2	5	177
自主育児グループ	5	5	224	8	8	298	5	5	218	8	8	297
総　数	56	102	5,120	54	104	4,707	45	97	3,797	45	103	3,939

年　度	18			19			20			21		
施　設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	10	10	727	9	9	710	11	11	965	9	9	521
小学校	28	89	2,907	28	96	2,960	28	100	3,088	27	86	2,702
老人福祉施設	1	2	45	1	2	34	2	3	40	2	2	72
自主育児グループ	9	9	369	9	10	343	10	10	373	13	13	501
総　数	48	110	4,048	47	117	4,047	51	124	4,466	51	110	3,796

年　度	22			23			24		
施　設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	12	838	6	6	309	3	3	228
小学校	27	84	2,517	28	86	2,584	30	86	2,594
老人福祉施設	1	1	38	2	3	65	2	2	58
自主育児グループ	11	11	219	7	7	256	9	9	280
総　数	50	108	3,607	43	102	3214	44	100	3,160

②夏休み飼育体験教室

夏休み期間中に、動物の世話をしたり、動物とふれあうことを通して、動物を飼うことの大切さや命の大切さを学んでもらいます。

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強と仔猫、モルモット、ウサギの飼養管理、犬のシャンプーを実施します。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物と触れ合えてとても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」という感想を聞くことができます。平成24年度は3回実施し、計42名（大人含む。）が参加しました。

[redacted]

	回数	参加数	内容
飼育体験教室	3	42	収容動物の飼養管理、犬のシャンプー

③ふれあい広場

所内に設置されたふれあい広場は常に開放しており、市民が自由に来所して動物を見ることができるようになっています。センター周辺には養護施設や保育園等があるため、散歩の途中でセンターに立ち寄る方も多く、動物とふれあうことにより、命の大切さについて感じてもらいます。

平成24年度実施状況

	回数	参加数	内容
ふれあい広場	33	332	モルモット、ウサギ、犬とのふれあい

④動物愛護フェアかわさき2012

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。また、この期間中に全国的に動物愛護事業が行われています。市では、9月1日から9月30日までを「動物愛護啓発月間」とし、9月30日に川崎アゼリアにおいて動物愛護フェアかわさき2012が開催されました。

当センターでは、センター譲渡動物の写真展、動物愛護及び適正飼養の普及啓発パネルの展示、センター事業に関するパネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレット等の配布を行いました。また、センター譲渡動物情報を展示し、譲渡事業についての紹介も行いました。

[redacted]

⑤動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、処分されることとなった動物たちと川崎市衛生研究所で処分された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬猫愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成24年度は9月22日に実施し、61名が参列しました。

[redacted]

⑥施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、殺処分室も含めた見学を実施しています。

また、報道機関等からも度々取材の相談があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成24年度実施状況

回数	参加数	対象
320	754	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

(2)動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、特に犬の鳴き声や犬猫の糞尿による被害が多くなっています。鳴き声などは近隣とのトラブルが発生しやすいこともあり、飼い主も精神的に参ってしまっていることがあります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低く継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

①犬猫等の適正飼養講習会

犬の譲渡を希望する者を対象に、犬との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。また、そのほかの動物についても、譲渡前に適正に飼養できるかを確認し、譲渡時講習を実施しています。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象に マナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成24年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	14	20	動物に係わる法律、犬を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	83	111	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	46	講習「犬と楽しく暮らすためには」

[redacted]

②動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫に関する苦情では、仔猫の保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣の猫の餌やりや外飼い猫による糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しない猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して引き取りを行っています。

また、餌やりを行っている人や飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導をしています。飼い主が判明していない場合でも、保健福祉センター衛生課では、猫侵入防止対策について相談を受けており、「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

当センターにおける平成24年度の苦情件数は549件で、犬に関する苦情が126件（捕獲収容等79件、飼養管理11件、その他36件）、猫に関する苦情が361件（保護収容相談221件、飼養管理75件、その他65件）、その他の動物の保護収容相談が62件でした。

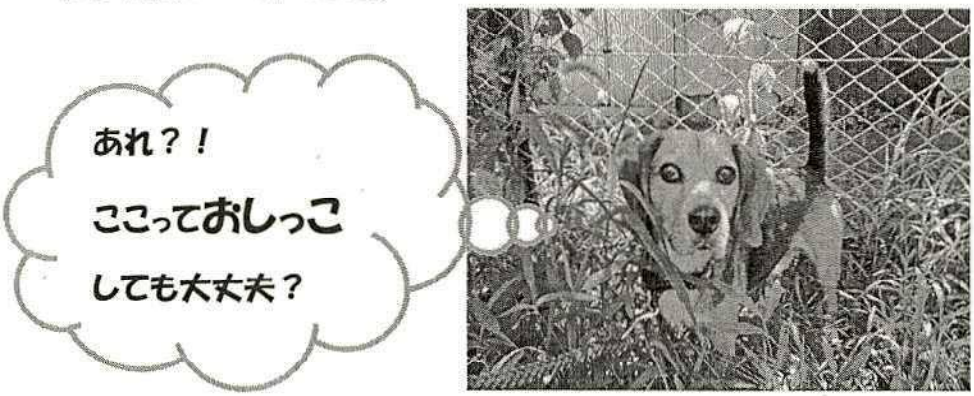

苦情受付件数(区別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		549	133	48	95	87	96	58	32
犬	捕獲	29	4	0	6	9	4	3	3
	引取り	50	20	10	4	8	5	1	2
	飼養管理	11	3	0	0	0	2	5	1
	その他	36	14	2	2	3	8	3	4
猫	保護・引取り	221	50	22	52	38	31	20	8
	飼養管理	75	17	6	11	13	15	10	3
	その他	65	11	6	6	7	23	5	7
その他	保護・引取り	27	6	1	5	3	6	5	1
	その他	26	5	0	8	4	2	5	2
その他		9	3	1	1	2	0	1	1

③動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んでいたり、問題行動に対応できていない場合があるため、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物を保護したという届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成24年度の相談件数は1467件で、動物の飼養希望319件、動物の飼い方相談223件、逸走動物届出526件、保護動物届出166件、その他233件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1467	118	163	126	143	168	120	139	127	83	105	85	90
飼養希望	319	32	28	24	17	47	20	44	26	10	25	15	31
飼い方相談	223	15	23	29	32	20	23	18	18	16	11	7	11
逸走動物届出	526	47	60	37	57	63	43	43	38	34	40	34	30
保護動物届出	166	12	22	14	10	16	15	15	29	8	11	10	4
その他	233	12	30	22	27	22	19	19	16	15	18	19	14

④返還時の飼い主指導

当センターに収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有者明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

当センターに収容される犬猫の飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

平成24年度収容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	脚環	迷子札
犬	4	7	10		1
猫			0		
ハト			0	0	

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬が4頭いました。鑑札や注射済票とマイクロチップの両方を装着している犬はいませんでした。

※ 脚環を装着していたハトはいませんでしたが、脚環を装着していたインコが1羽とカナリアが2羽いました。

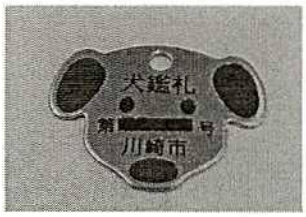

犬鑑札

予防注射済票

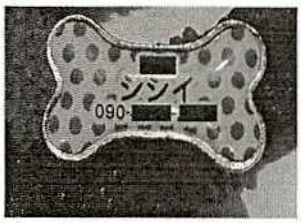

迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1)市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
登録頭数	37,838	40,074	42,527	44,852	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607	60,350	61,504
	4,564	4,497	5,038	4,894	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563	4,362	3,958
予防注射頭数	32,243	33,602	35,630	37,107	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763	45,406	45,380

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	61,504	10,070	5,663	7,873	9,266	10,825	8,772	9,035
	3,958	638	391	493	633	762	482	559
予防注射頭数	45,380	7,106	4,441	5,670	6,714	8,037	5,944	7,468
世帯数	679,388	113,853	74,447	117,692	103,897	96,019	99,518	73,962

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2)犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成24年度の犬の捕獲等は116頭でした。その内訳は、犬の捕獲が29回出動で18頭、拾得者等からの引き取りが96頭、負傷犬の保護が2頭でした。

平成24年度に当センターに収容された犬116頭のうち、70頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
捕獲等頭数	226	207	249	250	186	196	189	126	127	144	116
						116	154	94	101	120	96
返還頭数	134	143	142	140	131	149	132	84	79	94	70
返還率	59.3	69.1	57.0	56.0	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2	65.3	60.3

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目（土日祝日を除く。）を、収容の期限としています。

区		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が市外
捕獲等頭数		116	30	10	13	21	25	4	13	
返還頭数		70	12	5	8	15	13	4	6	7
返還日	収容当日	23	2	2	4	7	5	1	0	2
	2日目	30	7	3	2	3	7	1	4	3
	3日目	10	1	0	1	3	1	1	2	1
	4日目	3	1	0	1	1	0	0	0	0
	5日目以上	4	1	0	0	1	0	1	0	1

（3）犬猫等の引き取り

飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導した上で、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分について十分に説明してから引き取っています。やむを得ない理由とは、飼い主の死亡、転居等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬猫等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることのないよう十分な聞き取りを実施しています。

特に猫に関しては、拾得された猫が自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断した猫については引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔猫で、「産み捨てられた仔猫」「捨てられていた仔猫」等を拾得者から引き取る場合が多いです。猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔猫が生まれてしまうという環境があります。そのような状況で当センターに収容される離乳前の仔猫の多くは、やむを得ず殺処分となります。

平成24年度の引き取り動物は629頭で、犬127頭（飼い主から31頭、拾得者等から96頭）、猫444頭（飼い主から90頭、拾得者等から354頭）、うさぎ・鶏等のその他の動物は58頭（警察から52頭）でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項に基づき、拾得者等から犬猫を引き取る場合には、「所有者の判明しない犬猫の引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬猫等の引き取り状況年度別推移

猫の引取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔猫について負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	742	735	599	767	1,296	1,351	1,180	949	927	845	629
					848	879	793	683	693	561	450
犬	95	91	86	149	109	187	227	143	157	177	127
						116	154	94	101	120	96
猫	772	556	533	477	567	1,142	1,101	852	746	704	444
						848	738	639	589	562	354
その他	51	91	111	36	51	45	63	101	60	66	58

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4)負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成24年度の負傷動物の保護は、犬2頭、猫158頭、その他の動物7頭(ペット動物のみ)でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	1,019	1,085	965	979	530	339	347	330	279	159	167
犬	7	1	0	0	0	0	20	16	9	5	2
猫	935	988	857	873	376	244	189	203	172	149	158
その他	77	96	108	106	154	95	138	111	98	5	7

※　負傷猫の収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成24年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉センター	愛護センター	
					窓口	個別
総数			814	319	203	292
所有者からの引取り	計		127	73	46	8
	犬	計	31	11	15	5
		91日以上	31	11	15	5
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	90	61	26	3
		91日以上	72	51	18	3
		91日未満	18	10	8	0
	その他の動物		6	1	5	0
拾得者等からの引取り(警察含む)	計		502	188	130	184
	犬	計	96	3	25	68
		91日以上	96	3	25	68
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	354	185	104	65
		91日以上	3	1	1	1
		91日未満	351	184	103	64
	その他の動物		52	0	1	51
犬の捕獲	計		18	4		14
	91日以上		18	4		14
	91日未満		0	0		0
負傷動物	計		167	54	27	86
	犬	計	2	0	1	1
		91日以上	2	0	1	1
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	158	54	21	83
		91日以上	68	21	10	37
		91日未満	90	33	11	46
	その他の動物		7	0	5	2

(5)収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日祝日を除いて数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。飼い主が明らかな場合でも、適切に飼養管理ができないと判断される場合にはセンターに収容されることがあります。検診期間中に死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、神奈川県衛生研究所にて精密検査を実施しています。なお、平成24年度は、狂犬病鑑定及び精密検査の実施はありませんでした。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウムやビルコンで消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。

[redacted]

(6)犬猫等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環

境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難な離乳前の仔猫や治療による回復が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期限内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成24年度の殺処分は361頭で、犬14頭、猫323頭、その他の動物24頭でした。収容時及び収容中に死亡したのは、73頭で、犬1頭、猫70頭、その他の動物2頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	1,761	1,785	1,565	1,671	1,704	1,474	1,234	989	694	359	361
犬	157	115	145	186	89	86	87	58	30	17	14
猫	1,449	1,494	1,306	1,366	1,472	1,301	993	816	586	308	323
その他	155	176	114	119	143	87	154	115	78	34	24

(7)犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等に譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境か確認しています。動物を譲渡する場合には、譲渡会ではなく、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、状況に応じて現場指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

新たな飼い主を見つける活動を行う団体等(個人活動者を含む。)を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔猫や老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成24年度は26団体(個人活動者含む。)が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	100	72	107	146	137	139	133	202	416	469	391
犬	47	38	54	69	78	66	71	41	69	80	71
猫	38	24	30	50	37	49	49	123	299	357	273
その他	15	10	23	27	22	24	13	38	48	32	47

平成24年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	391	68	5	6	8	11	34	8	6	38	323
犬	71	8	0	2	0	1	2	0	0	7	63
猫	273	53	3	1	8	10	12	6	6	23	220
その他	47	7	2	3	0	0	0	0	0	2	40

※当センターのふれあい犬は全頭譲渡されました。

収容時写真

トリミング後

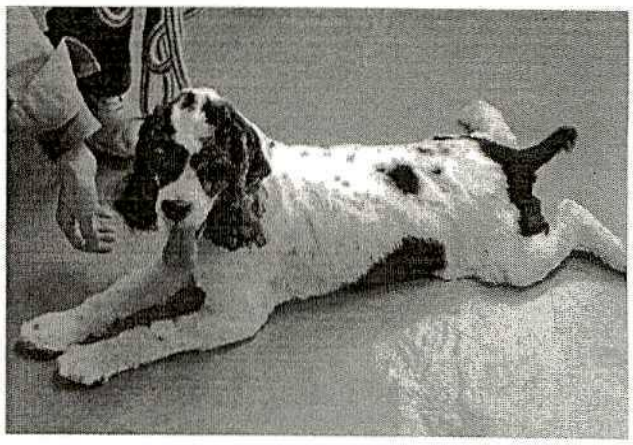

(8)登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成24年度は登録19頭、予防注射25頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	15	4	2	1	3	2	1	2
	譲渡	4	0	2	0	0	1	0	1
予防注射実施頭数	返還	21	3	3	1	5	4	2	3
	譲渡	4	0	2	0	0	1	0	1

(9)マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。また、譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。

平成24年度は、犬8件、猫35件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10)繁殖制限

当センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施しないで増えてしまった仔猫です。また、収容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず避妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて避妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成24年度は、犬1頭(雄1頭)、猫19頭(雄11頭、雌8頭)を手術実施後に譲渡しました。

(11)コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成24年度は、新たに7件の登録がありましたが、譲渡の成立は1件でした。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1)動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成24年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
取扱業登録数	465	66	45	72	52	94	69	67

(2)特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、ライオンやワニなどの猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成24年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数		11	6	1	0	1	1	1	1
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1	0
	ヘビ	0	0	0	0	0	0	0	0
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護法関係事業

(1)鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条第2号に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

特に4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、各区役所保健福祉センターから依頼があった場合には、状況に応じて現地の確認も行っております。その際、巣立ち雛が地上に落ちて親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、原因である巣立ち雛を捕獲して駆除することもあります。

平成24年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は201件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は4件、これに伴う許可証及び従事者証について

は797枚交付しました。

平成24年度有害鳥獣駆除件数（愛護センター実施分）

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
カラス	41	13	7	3	4	7	7	
殺処分数	41	13	7	3	4	7	7	

（2）鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成24年度はすでに登録して、メジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票を1件交付しました。

（3）移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物（ハクビシン、タイワンリス等）の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に方法がない場合で、自身で捕獲を実施する市民に対して、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣の捕獲許可を申請してもらいます。

また、有害移入動物が捕獲された場合、殺処分を有料で実施しています。

平成24年度貸出・捕獲状況（ハクビシンのみ）

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱貸出依頼件数	83	4	10	7	13	10	20	19
捕獲箱貸出数	83	4	10	7	13	10	20	19
ハクビシン捕獲数	30	3	2	2	7	1	8	7

（4）アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害をうけたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センター職員が直接現地で確認して設置します。なお、当センター職

員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱設置件数	11	3			4		1	3
捕獲箱設置数	11	3			4		1	3
アライグマ捕獲数	5	1			2			2

5 動物由来感染症対策

(1)収容動物の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物、ふれあい動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

収容動物のうち、犬147頭、猫273頭を対象に検便(虫卵)を計1659件実施しました。2か月前後の仔猫の多くに猫回虫、コクシジウムが発生しました。

また、犬については、寄生虫は検出されませんでした。

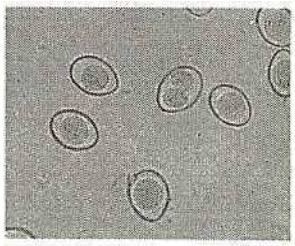

猫のコクシジウム

(2)ふれあい動物の検査

ふれあい動物は、小学校低学年、保育園、老人福祉施設などの感染リスクの高い人と接触するため、怪我、皮膚病、下痢等の健康状態のチェックを常に行います。

また、ふれあい犬については、普段から検便(虫卵)と二週間ごとのシャンプー、爪切りなどを実施しています。

(3)高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、現地確認し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。また、状況に応じて死体のあった場所の消毒も行っています。

平成24年度は、野鳥の死体を3件収容しましたが、損傷等の理由で検査を実施したものはありませんでした。

案 内 図

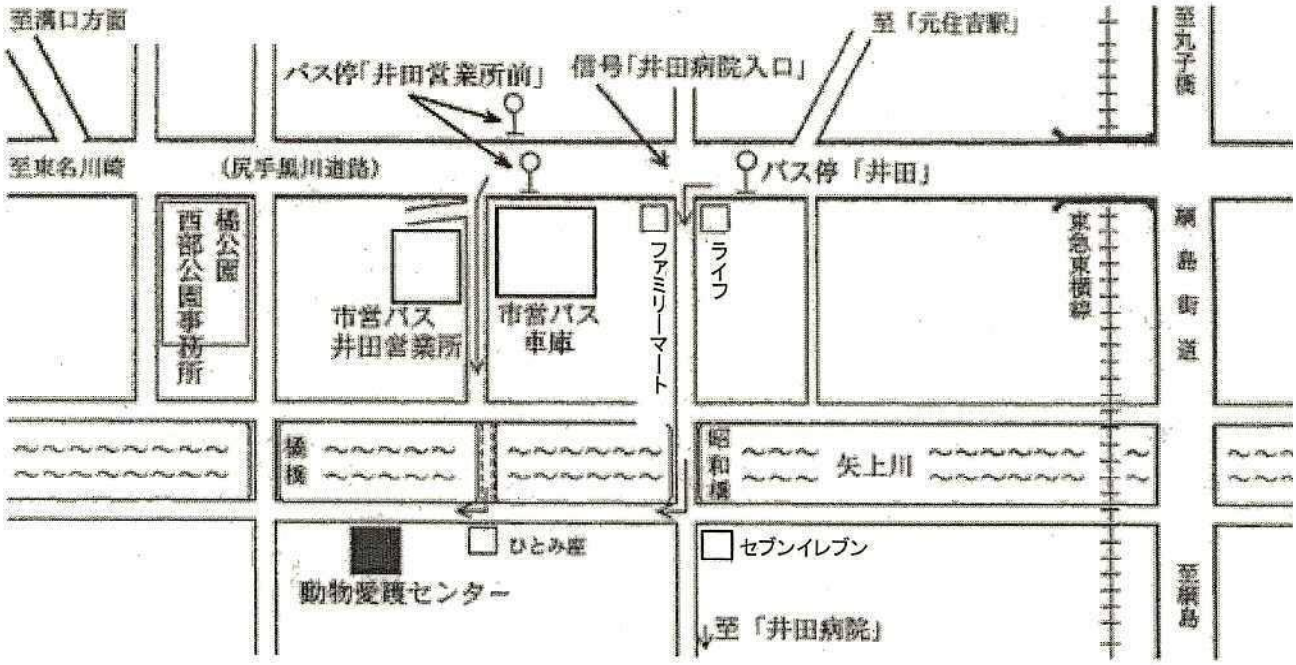

川崎市動物愛護センター

住所　川崎市高津区蟹ヶ谷119

電話　044－766－2237

(1)JR武蔵新城駅から市営バス

井田病院　行き
川崎駅西口　行き
井田営業所　行き
上平間　行き

井田営業所前　下車　徒歩5分

(2)JR川崎駅西口から市営バス

井田営業所　行き
新城駅　行き
蟹ヶ谷　行き

井田営業所前　下車　徒歩5分

井田病院　行き　　井田　下車　徒歩10分

わんわんレポート

平成24年度

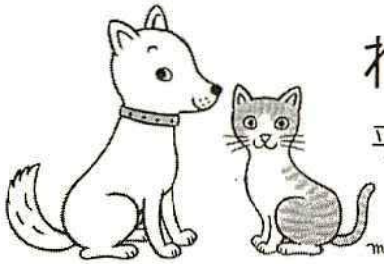

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成２４年４・５月号　No.３４３

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７
ＱＲコード（川崎市動物愛護センター）→

新年度のご挨拶

東北地方太平洋沖地震で被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

震災後、動物愛護センターには市民から募金や支援物資などの被災動物の救護に関する相談が寄せられています。現在、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、義援金の募集や支援物資の配送などの救援活動を行っており、市民の方にはこちらを紹介しています。また、環境省では動物用ケージやテントを被災した自治体に送る準備を進めるとともに、被災地等における仮設の動物収容施設設置に関する支援について検討しています。川崎市動物愛護センターにおいても、環境省と連携を図り、微力ながら被災動物の譲渡支援を行なっていきたいと考えています。

４月に入り、若干職員の異動がありましたが、職員一丸となって事業に取り組んで参ります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

川崎市動物愛護センター所長　角　洋之

～４月１日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました

担当（獣医師）　沖満　信也　中原区役所保健福祉センターへ

☆よろしくお願いします

担当（獣医師）　山本　里奈　新人

健康安全室、区役所保健福祉センターの動物行政担当者の一部異動がありましたので、あらためて紹介します。

健康福祉局健康安全室	課長補佐	小倉　充子
	担当	関本　容子
川崎区役所保健福祉センター衛生課	担当	井上　慎治
幸区役所保健福祉センター衛生課	担当	荒井　美緒
中原区役所保健福祉センター衛生課	担当	勝又　絵美
高津区役所保健福祉センター衛生課	担当	平　悟志
宮前区役所保健福祉センター衛生課	担当	猿山　由美
多摩区役所保健福祉センター衛生課	担当	西村　大樹
麻生区役所保健福祉センター衛生課	担当	谷口　晃子

仔ねこの哺乳ボランティア育成講習会を開催しました！

先日メールにて募集を行いましたとおり、４月１８日午前１０時より、川崎市動物愛護センター２階指導室においてかわさき犬ねこ愛護ボランティア向けの、仔ねこの哺乳ボランティア育成講習会を開催いたしました。

当日は４名の愛護ボランティアの方が参加してくださいました。

講習会の内容は、はじめにセンター所長から挨拶があり、次にセンターの現状を係長の鈴木から、仔ねこの哺乳ボランティアの流れを担当の相原から、哺乳ねこのケアについて担当の飯島から説明させていただきました。

センターに収容される猫の多くは離乳前の仔猫ですが、離乳前の仔猫はミルクを数時間おきに与えなければいけない、体力が無いなどがあり、一般の方への譲渡は難しいものがあります。また、センターでも育てることが出来ず譲渡がなかなか進まないという現状があります。

一方で、いかに哺乳ねこを離乳させある程度安心できる大きさまで育てるかが、譲渡数の向上のカギとも言えます。そこで哺乳ボランティアの登場となります。

今年度始まったばかりのこの制度ですが、仔猫の譲渡数アップとセンターのキャパシティの増加のためにも、ぜひとも皆さまのお力を貸して頂けたらと思います。

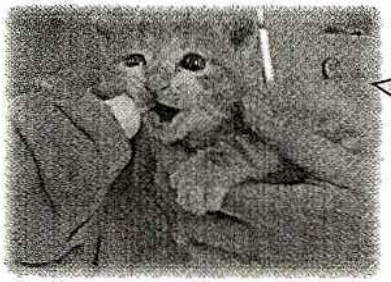

ミルクねこが
続々収容中！！

1週間でもあずかって
哺乳していただけたら
とっても助かります！！

川崎市動物愛護センターでは、犬や猫を
貰って頂ける方を常に募集しています。
詳しくはお電話にてご連絡ください。

川崎市　動物愛護センター
電話：044−766−2237
業務時間：平日 8:30~17:00

老犬も続々収容中☆
一緒に過ごしたい方
大募集♪

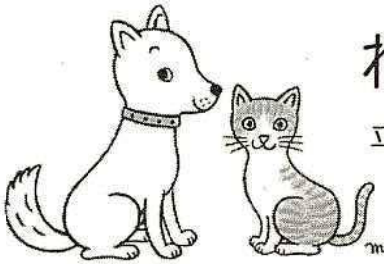

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe

わんわんレポート

平成２４年６・７月号　No.３４４

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７
ＱＲコード（川崎市動物愛護センター）→

～海外へ渡航されるみなさまへ～

待ちに待った夏休み！海外へ旅行される方も多い時期になりました。

今回は海外で注意すべき動物由来感染症及びその予防対策についてお話ししたいと思います。

海外では日本で発生していないような、動物や蚊・ダニなどが媒介する病気が流行していることがあり、注意が必要です。ポイントとしては、

①旅行の前に感染症の発生状況などを事前に把握しておくなど、適切な感染予防に心がける。
②帰国後にもし体調が悪くなったら空港や港にある検疫所で必ず相談をする。　ことが重要です。

☆海外で注意すべき感染症のうち、動物からうつる感染症☆

日本での発生はありませんが、現在、海外で発生し、人に重篤な症状を起こす感染症として「狂犬病」と「鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）」について紹介します。

狂　犬　病

発生地域　世界のほとんどの地域。特にアジア、アフリカ。

感染経路　動物（アジアでは特に犬）から咬まれること。アジアでの発生はないが、アメリカ大陸ではコウモリにも狂犬病の流行がみられ、狂犬病ウイルスに感染したコウモリに咬まれて死亡する事例が報告されている。なお、北米ではアライグマ、スカンク、キツネ等、東ヨーロッパでは、キツネ、タヌキ等の野生動物で狂犬病が流行しており、注意が必要である。

主な症状　通常、1～3ヵ月の潜伏期間ののち、発熱、咬まれた場所の知覚異常が現れる。恐水、恐風症状などの特徴的な症状の他に、神経症状（不安発作、嚥下困難(飲食物が飲み込みにくくなる)、けいれん）が見られる。発病してしまうと有効な治療法はなく、死に至る。

感染予防　犬等（猫、野生動物を含む。）にむやみに近づかない（特に小さな子供を動物の側で一人にさせない）。もし犬等に咬まれたり引っかかれたりした場合は、傷口を石けんと水でよく洗い、速やかに医療機関を受診し消毒等の処置をした上で、暴露後予防ワクチンの接種について医師に相談する。狂犬病のハイリスク地域（アジア、アフリカ等）に渡航し動物と頻繁に接触する場合や野外活動を行う場合は、渡航前に狂犬病ワクチン接種を受ける。

＊２００８年、それまで狂犬病の発生がないとされていたインドネシアのバリ島で犬に狂犬病が発生し、発病した犬にかまれた住民が狂犬病で死亡しています。バリ島での狂犬病流行は継続しており、現在も死亡者が確認されています。またインドでも狂犬病が流行しています。

鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）

発生地域　東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域など。

感染経路　感染した家きんやその臓器、体液、糞などとの濃厚な接触。

主な症状　1～10日(多くは2～5日)の潜伏期間ののち、発熱、呼吸器症状、下痢、多臓器不全など。

感染予防　家きんとの接触を避け、むやみに触らない。生きたニワトリやアヒルなどが売られている市場や養鶏場にむやみに近寄らない。手洗いうがいの実施（特に発生国では徹底する）。

＊今年も、新たな患者が中国、ベトナム、バングラデシュ、カンボジア、エジプト、インドネシアで確認されています。

☆海外での感染症予防のポイント☆

海外で感染症にかからないようにするためには、感染症に対する正しい知識と予防方法を身につけることが重要です。特に野生動物はどのような病原体を持っているかわからないことが多く、重篤な感染症の病原体を持っている可能性もあります。

海外では、むやみに動物に触れることはやめましょう。

<厚生労働省のホームページより抜粋>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/travel/2012summer.html

～お知らせ一覧～

動物愛護フェアかわさき２０１２　のご案内

本年度も、「動物の愛護及び管理に関する法律」第４条の趣旨に基づき動物愛護週間行事の一環として、動物の愛護と適正な取扱いについて理解と関心を深め、動物愛護精神の高揚を図ることを目的として、『動物愛護フェアかわさき２０１２』を開催します。

（１）開催日時
　平成２４年９月３０日（日）　１０：３０～１５：３０

（２）開催場所
　川崎地下街アゼリア　スタジオアゼリア

＊　実施内容等の詳細については、次号でお知らせいたします。

平成２４年度　動物慰霊祭のご案内

・開催日時　９月２０日（木）　１４時～１５時
・開催場所　川崎市動物愛護センター（高津区蟹ヶ谷１１９番地）

動物愛護センターにおいて、殺処分または死亡した動物および衛生研究所等において、試験・研究のために用いられた動物の慰霊のため動物慰霊祭を執り行います。

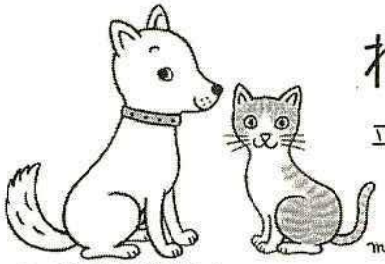

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成２４年８・９月号　No.３４５

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７
ＱＲコード（川崎市動物愛護センター）→

動物愛護フェアかわさき２０１２

～どうぶつは　みんなともだち　ちきゅうのなかま～

９月２０日～２６日は動物愛護週間です！また、川崎市では９月を動物愛護月間とし、動物愛護フェアを開催します。ご家族お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

★開催日時　：　平成２４年９月３０日（日）　午前１０時３０分～午後３時３０分
★開催場所　：　川崎地下街アゼリア　スタジオアゼリア
※車での来場はご遠慮ください。動物を連れての入場はできません。

内容：
動物愛護絵画展、わが家のペット写真展、動物愛護パネル展、ペットの防災コーナー、
動物の譲渡情報コーナー、迷子札作成コーナー（受付は１５時まで）、
社団法人川崎市獣医師会コーナー（動物健康・飼い方相談、盲導犬チャリティー）
川崎市役所獣医師会コーナー（バルーンアート　※なくなり次第終了）
協賛企業・協力団体等による各種催し物　他

愛護センターからは、譲渡動物情報コーナーや動物愛護パネル展、譲渡動物のペット写真展を開催します。

ぜひみなさま、動物愛護フェアに遊びにきてね☆

夏休みイベントを開催しました！！

動物愛護センターの夏休みイベントである飼育体験教室が７月３１日、８月２日、７日に開催されました。連日暑い日が続く中、保護者の方も含めて３日間で４４名（うち子供２３名）の皆さんが参加して下さいました。

飼育体験教室は、まず動物愛護センターでの仕事のお話や世話をする動物たちの特徴や習性についての説明をした後、２つのグループに分かれてモルモットとウサギの小屋の清掃とエサの準備をしました。その後ふれあい犬のシャンプー又はドライヤー、仔猫のお世話、ウサギやモルモットのブラッシングをしてもらいました。始めはなれない作業で戸惑う場面も見られましたが、世話をするうちに徐々に動物たちやグループの仲間とも打ち解けることができていました。この飼育体験教室を通して動物の世話をすることの楽しさや大変さを学んで貰えたら…と思います。

ふれあい犬のシャンプー

モルモットのブラッシング

まずはタオルで拭いてあげようね

おうちキレイになったよ～

動物についてお勉強しよう

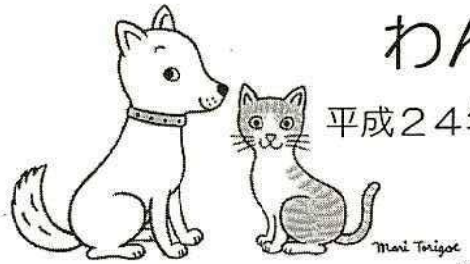

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成２４年１０・１１月号　No.３４６

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７

ＱＲコード（川崎市動物愛護センター）→

犬のしつけ方教室を開催します

犬を飼っている、あるいはこれから飼ってみようと考えている方を対象に、家庭犬しつけインストラクターを講師に迎え、デモンストレーション犬によるしつけ場面を交えながら、犬との暮らし方や犬とのコミュニケーションの大切さについてお話いただきます。

あらかじめ困っていることなどがあれば、当日、講師の方にアドバイスしてもらうことができます。お誘いあわせの上、ご家族でぜひご参加ください。

１、開催日時・場所
（１）平成２４年１１月１３日（火）：幸区役所５階第１会議室（定員：４０名）
（２）平成２４年１１月２７日（火）：宮前区役所４階第２会議室（定員：３０名）
※両日とも午後２時から４時まで、同じ内容で実施します。

２、演題及び講師
「犬と楽しく暮らすために」
講師：廣田　知子　氏
かわさき犬・ねこ愛護ボランティア
家庭犬しつけインストラクター

３、対象者・募集定員
現在犬を飼っている方、又はこれから犬を飼う予定の方。

４、申し込み方法
平成２４年１０月３０日（火）８時３０分から、動物愛護センター（０４４－７６６－２２３７）へ電話にて申し込み下さい。

☆お願い☆
①当日は犬を連れてのご来場はできません。
②駐車場は限りがありますので公共交通機関でお越し下さい。

動物愛護フェアかわさき２０１２が開催されました

平成２４年９月３０日（日）に川崎地下街アゼリア・スタジオアゼリアにて動物愛護フェアかわさき２０１２が開催されました。施設の都合上、動物とのふれあいはできませんでしたが多くの方々が来客され大盛況でした。

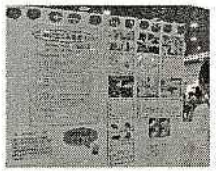

動物愛護センターではペット写真展や譲渡に関するパネルなどのパネル展を行いました。この愛護フェアを通して、動物に対する愛情や関心について考えるきっかけになれば…と思います。

動物慰霊祭が執り行われました

平成２４年９月２０日（木）に動物愛護センターにおいて処分又は死亡した動物及び衛生研究所等において試験・研究ために用いられた動物（犬１９頭、猫３９６頭、ウサギ２匹、ニワトリ１羽、マウス２３５匹、その他の動物３３匹、合計６８６匹）の慰霊を目的として実施いたしました。当日は６１名（市職員を含む。）の皆様のご出席をいただきました。

～市内一斉適正飼養キャンペーン～

平成２４年１１月１日（木）～１１月３０日（金）の間、各区役所保健福祉センター及び動物愛護センターを主体として巡回指導などの市内一斉適正飼養キャンペーンを行います。期間中はリーフレットの配布やペットの糞取り袋の無料配布など、啓発活動を行います。

みんなで守ろう！！ペットのルール

◆散歩道でウンチやおしっこをさせて、そのままにしていませんか？？
◆公園や河原など広いところだからって、犬のリードを放していませんか？？
◆きちんと首輪等に鑑札と狂犬病予防注射済票をつけていますか？？

鑑札や注射済票を無くしてしまった場合は、お住まいの区役所衛生課にて再交付ができます（有料）

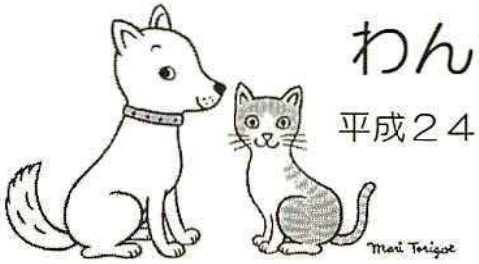

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

平成２４年１２・１月号　No.３４７

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７

新年あけまして おめでとうございます

昨年中は大変お世話になり、ありがとうございました。
本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。<職員一同>

ふれあい犬・ビーが譲渡されました

センターのふれあい犬として３年間活躍してくれたビーくん（ビーグル、７才、♂）がこのたび譲渡されました。毎日優しいご家族に囲まれ幸せな生活を送っています。

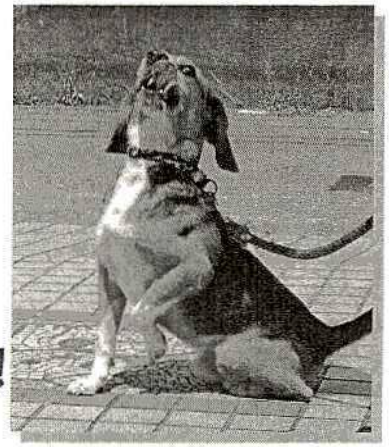

３年間ふれあい お疲れさまでした！

犬のしつけ教室が開催されました！

平成２４年１１月１３日（火）、２７日（火）に幸区役所と宮前区役所で、犬のしつけ方教室が開催されました。両日ともかわさき犬・ねこ愛護ボランティアで家庭犬しつけインストラクターの廣田知子講師に、実際にデモンストレーション犬によるしつけ場面を交えながらわかりやすく説明していただきました。

教室では、まずしつけとは、「犬に、ヒトの社会での暮らしのストレスを軽減させるため」であることを教えていただきました。ヒトの社会へ慣れさせること（＝社会化）の大切さや、ほめるポイントなど盛りだくさんの内容で、犬のしつけ方について悩まれている方やこれから犬を飼う予定の方にとってとても有意義な講習会となりました。

参加された方々に犬と共に楽しく暮らすことを学んでいただけたと思います。

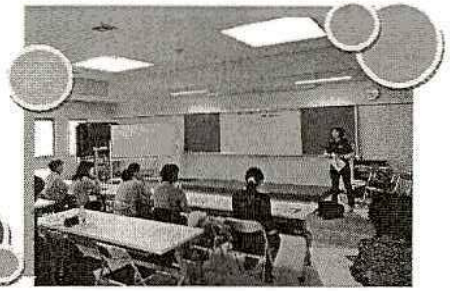

譲渡情報　キジトラちゃんの飼い主さんを大募集します!!

年齢：約１０ヶ月　**毛色：２匹ともキジトラ**
種類：雑種　**性格：食いしん坊で人懐こいです☆**

※完全室内飼養で最後まで責任を持って飼ってくださる方を探しています。

譲渡時に、１匹あたり去勢手術代として8,000円が、マイクロチップ挿入代として2,000円（登録手数料として別途1,000円）がかかります。

詳細は、川崎市動物愛護センターまでお問い合わせ下さい。

電話：０４４－７６６－２２３７　業務時間：平日８：３０～１７：００

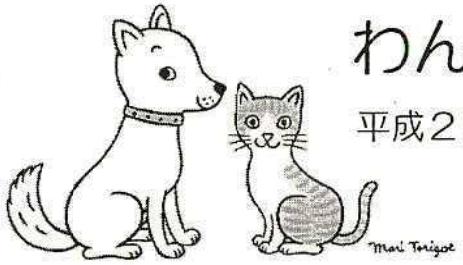

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe

わんわんレポート

平成２５年２・３月号　No.３４８

川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷　１１９
電話　０４４－７６６－２２３７

パブリックコメント大募集！！

～川崎市動物の愛護及び管理に関する条例等の改正について～

「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成 25 年 9 月 1 日に改正される予定です。法改正の趣旨や本市の課題を踏まえ、動物の愛護と適正飼養の推進を図るため「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」等を改正しますので、市民の皆様からの御意見を募集します。

みんなの意見
まってるにゃん☆

案の公表場所

・情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）
・各区役所（市政資料コーナー）
・市ホームページ上　・健康福祉局健康安全室

トップページの市政情報をクリック
→ 広報・広聴 をクリック
→ 意見公募（パブリックコメント） をクリック
→ 意見を募集している政策等をクリック
→ 条例等（市の条例、規則、企業管理規程など） をクリック

意見募集開始日
平成 25 年（2013 年）2 月 14 日

意見募集終了日
平成 25 年（2013 年）3 月 15 日

結果の公表予定時期
平成 25 年 5 月中旬

意見提出方法
電子メール、ファクス、郵送、持参

お問い合わせ先
川崎市　健康福祉局健康安全室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
電話：044-200-2448 ファクス：044-200-3927
メールアドレス：35kenan@city.kawasaki.jp

裏に続きます

意見書の様式

意見書の書式は自由です。様式（例）については市ホームページ上にありますので、必要に応じてご利用ください。

※意見書には、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を記入してください。

意見提出先（ファクスの場合）
044－200－3927

意見提出先（郵送の場合）
〒200－8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市健康福祉局健康安全室　生活衛生担当

意見提出先（フォームの場合）
ホームページ上の意見提出フォームをクリックすると専用ページに移動します。

意見提出先（持参の場合）
川崎市役所第３庁舎４階
健康福祉局健康安全室生活衛生担当

川崎市動物愛護センターの再編整備に向けた取り組み

本年度は、「動物愛護センター懇談会」を開催し、外部有識者方々の意見を伺い再編整備に向けた取り組みを実施しています。

＊みなさまへ＊
先月号記載のキジトラ２匹は譲渡されました。どうもありがとうございました。

Ｈ２５年度 仔ねこの哺乳ボランティアを募集します！

原則、かわさき犬ねこ愛護ボランティアに登録して頂いている方のみ。（登録ボランティアからの紹介者については要相談）

平成２４年度から始まった仔ねこの哺乳ボランティア制度。
昨年は６名の方が講習会に参加して頂き、計８匹の仔ねこを哺乳から譲渡までお願いすることができました。　また、愛護センターで仔ねこのミルクやりの手伝いをして頂くなど、仔ねこの収容が非常に多い時期に皆様には大変助けて頂き、厚く御礼申し上げます。
来年度も募集を行いますので、ぜひ皆さま御協力の程よろしくお願いいたします。
平成２５年度の講習会日は４月１７日（水）です。詳細については別紙の募集要項をご覧ください。※年度ごとの募集であるため、昨年講習会を受けた方もお手数ですが講習会への参加をお願いします。

編集発行
川崎市動物愛護センター
川崎市高津区蟹ヶ谷119
電 話 044(766)2237
ＦＡＸ 044(798)2743
発行日 平成26年3月